

緊急開催

加算の27年届出期間は案が4月15日、確定版が4月末日まで

新介護職員処遇改善加算対応セミナー

2015年4月から新しい介護職員処遇改善加算が始まります。

申請をすることで、「月に12,000円」(制度全体の平均)という加算が支給されるのですが、その申請期間は、本年4月15日(水)までに計画書を届け出て、確定した計画書と添付書類の提出は4月末日までとされています。しかし、厚生労働省からの実施要領や申請書類も遅れています。

本セミナーでは、実際の申請書や、申請に必要なキャリアパスの具体的な事例も交えてお話させていただきます。

また、ご出席いただいた方に限定で、個別の無料相談会(1社1時間まで)も後日開催致します。

【開催要項】

◆新介護職員処遇改善加算対応セミナー

◆日時 **4月2日(木)**
14時から16時

◆参加費 1,000円(会場で集金)

◆会場 ふれあい健康館
(徳島市沖浜東2丁目16番地)
※申込後に会場情報をご案内します。

新型「介護職員処遇改善加算」の要件

●**新加算制度のキャリアパス要件**とは、次の①②の両方を実施すること。
①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
かつ
②2015年4月以後の資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。

新型加算制度(更なる上乘せ評価型)			
区分	キャリアパス要件	定量的要件	支給割合
加算①	実施	実施	100%+α

●**従来のキャリアパス要件**とは、次の①②のいずれかを実施すること。
①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
又は
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。

現行の「介護職員処遇改善加算制度」			
区分	キャリアパス要件	定量的要件	支給割合
加算②	実施	実施	100%
加算③	実施	未実施	90%
	未実施	実施	
加算④	未実施	未実施	80%

●**定量的要件**とは、賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示すること。

◆講師
介護ナビとくしま 責任者
つちはし社会保険労務士事務所
代表 社会保険労務士 **土橋 秀美**
◆連絡先
770-0815 徳島県徳島市助任橋 3-3-1
◆電話 088-612-7551(介護ナビとくしま)

困っていること

- ☑ **介護職員処遇改善加算①の申請の仕方が分からない！！**
- ☑ **自社の給与規定が、加算①に適合するか分からない！！**
- ☑ **介護職員ではない職員への対応に苦慮している！！ Etc.**

お申し込みFAX : 088-611-5580

緊急開催 新介護職員処遇改善加算対応セミナー

会社名		TEL	-	-
住所		FAX	-	-
参加者①		参加者②		

※ご記入いただきました個人情報は弊社主催セミナー関連以外には使用いたしません。また、管理は厳重に行い、第三者への開示等(法的義務に伴う要請を受けた場合を除く)は一切いたしません。

* お手数ですが、FAX不要な方は不要()にチェックを入れてFAX頂けましたら、今後一切送信致しません。